

大改正！

一つでもチェックが入れば、
あなたの会社も電子保存が必要！



社内の電子取引を棚卸ししよう！

2022年1月1日から、電子取引データは印刷せず「**電子的に保存**」が義務づけられました。たとえば、メール添付で受け取った請求書も、“法律で決められた形式や条件”（ユースリー8月号参照）で「**電子データとしての保存**」が必要です。

◆電子取引チェックリスト◆

カテゴリ	✓欄	説明
請求書 (見積書、納品書等) ※	<input type="checkbox"/>	電子メールにファイル添付で発行する請求書
	<input type="checkbox"/>	請求書発行システム利用で、特定のURLからダウンロードする請求書
	<input type="checkbox"/>	EDIシステム（企業間の取引用サイト）内でダウンロードする請求書
	<input type="checkbox"/>	FAXで受信する請求書データ（毎月データ保存している場合）
クレジットカード 交通系ICカード	<input type="checkbox"/>	HP（ホームページ）上で、PDF保存した利用明細
	<input type="checkbox"/>	HPからCSVでダウンロードした利用明細
通販取引	<input type="checkbox"/>	通販サイトからの購入通知メール、ダウンロードする利用明細
口座振替： 各種経費	<input type="checkbox"/>	通信費や宅配運賃などのWEB利用明細
	<input type="checkbox"/>	電気料金、ガス料金、水道料金などのWEB利用明細
口座振替： 各種税金	<input type="checkbox"/>	e-Taxで納付した源泉所得税や法人税、消費税
	<input type="checkbox"/>	eLTAXで納付した特別徴収住民税、法人事業税等
社員の経費精算	<input type="checkbox"/>	スマホアプリ決済の場合の領収書データ等
預金	<input type="checkbox"/>	ネットバンクの取引明細（通帳記帳しない口座やネット専業銀行の預金）
証券取引	<input type="checkbox"/>	取引報告書や契約締結前書面などの電子交付書面
電子契約	<input type="checkbox"/>	電子契約システムで授受した各種契約書

※請求書等は、受領分だけでなく、自社が電子的に発行するものも「電子保存」の対象です。

Q：電子保存せずに、これまでどおり“印刷保存”していたらどうなる？

A：書類保存しても原本と認められず、帳簿書類が不足している扱いとなり、最悪の場合、『青色申告の取り消し』リスクがあります！

